



大阪市中小企業者向け融資制度

大阪市設備投資応援融資のご案内

本融資制度は、大阪市内の中小企業者に対して、経営基盤の強化に必要な設備を導入するために必要な設備資金を大阪信用保証協会の保証を付けて、希望する金融機関を通じて融資するものです。

利用資格

市内に事務所又は事業所を有しており、原則として事業による大阪市市民税を納税している中小企業者※で、以下の①又は②のいずれかを満たす方

① 一般型

市内において経営基盤の強化に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方

② 計画認定型

一般型の資格に加えて、以下のいずれかに該当する方（医療法人及び特定非営利活動法人を除く）

ア 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方

イ 中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき設備導入を図る方

ウ 中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき設備投資を行う方

エ 中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき設備投資を行う方

※中小企業者とは次のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第1項に定める

- ・資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
- ・常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、特定非営利活動法人、個人
- ・常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
- ・中小企業等協同組合等（制度内容に関する相談窓口でご確認ください。）

なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

なお、利用資格を備えても、この制度をご利用いただけない場合があります。

この制度を利用できない主な例は4ページの「制度をご利用いただけない主な例」をご覧ください。

取扱金融機関

都市銀行	みずほ 三井住友 三菱UFJ りそな
地方銀行	池田泉州 関西みらい 徳島大正
信用金庫	尼崎 永和 大阪 大阪厚生 大阪シティ 大阪商工 北おおさか

申込窓口

上記取扱金融機関

※申込書類等の所定用紙は、取扱金融機関で配付しています。

※申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に取扱金融機関にご相談ください。

融 資 条 件

	一 般 型	計 画 認 定 型
融資限度額（注1）	2億円（うち無担保 8,000万円）	それぞれ2億円 （うち無担保 8,000万円）
資金使途（注2）	<ul style="list-style-type: none"> 設備資金 設備に付随する運転資金 （設備資金の原則 1/2 以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 設備資金 設備に付随する運転資金 （設備資金の原則 1/2 以内） ただし、利用資格②イに該当する場合、設備資金に付随する運転資金は対象外
融資期間	10年以内（無担保）（据置期間12ヵ月以内） 20年以内（有担保）（据置期間12ヵ月以内）	
融資利率（注3）	年 1.0%以下の金融機関所定金利（固定金利）	
担保（注4）	有担保の申込みの場合には、不動産、有価証券等の確実な担保が必要です。	
信用保証料率（注5）	信用保証協会の定める料率	年 0.7%
連帯保証人（注6）（注7）	法人の場合は原則として代表者以外不要、個人事業者の場合は原則として不要	
返済方法	毎月元金均等分割返済（元金据置期間中は利息のみの支払いとなります。）	

- （注1）・大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。
 ・利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。
- （注2）・原則として設備実施の着手確認が必要となり、実地調査等の設備着手の確認を行う場合があります。
 ・設備に係る資金を他の資金に流用した場合には、完済するまで後続与信ができませんのでご注意ください。
 ・設備に付随する運転資金は、申込時に事業計画で資金内容を確認します。なお、運転資金のみの利用はできません。
 ・認定経営力向上計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途が設備資金等であることに加え、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動の資金であることが必要です。
- （注3）・融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に金融機関でご確認ください。
- （注4）・農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので、詳しくは大阪信用保証協会にご相談ください。
- （注5）次に該当する場合については、大阪信用保証協会の定める料率から割引します。
 ・決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が商業登記簿謄本等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を引き下げます。
 また、一般型については、有担保保証の場合、10%割引となります。
- （注6）次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
 ・実質的な経営権を持つ方
 ・事業承継予定者
 ・同一事業に従事している配偶者
 ・営業許可名義人
 ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等
- （※）連帯保証人になっていただく方は取扱金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただきます。
- （注7）・特定非営利活動法人は、原則として商業登記簿謄本に登記のある理事全員が必要です。

申 込 時 必 要 書 類

		申 込 人	
提出された融資申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください（注8）		個人	法人
通常 申 込 時 に 必 要 な 書 類	信用保証委託申込書	1通	1通
	信用保証委託契約書（注9）（貸付実行時に作成のうえ提出）	1通	1通
	申込人（企業）概要	1通	1通
	資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	1通	1通
	保証人等明細	1通	1通
	同意書（当該保証に関連する個人1名につき各1枚必要）（注10、11） <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱いに関する同意書（保証協会用） 個人情報提供に関する同意書（金融機関用） 	各1通	法人代表者のもの 各1通
	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注12） <ul style="list-style-type: none"> 保証協会用1通 取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可） 	—	2通

			個人	法人		
通常 申込 時に 必要 な 書類	計画書等	一般型	事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。）		1通	1通
		計画 認定型	ア	経営力向上計画申請書及び主務大臣計画認定書の写し		1通
	イ		先端設備等導入計画申請書及び市町村長計画認定書の写し		1通	1通
	ウ		事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し		1通	1通
	エ		連携事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し		1通	1通
決算書及び附属明細書（写）※決算を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）			—	各2通		
税務署受付印（※1）のある確定申告書（写）（※2） （※1）電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 （※2）申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）			各2通	各2通		
印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）（注10、13）		申込人	1通	法人のもの 1通		
		連帯保証人・担保提供者	—	1通		
大阪市市民税の当該事業に係る納付税額の記載のある完納を証する納税証明書（注14～19）			1通	1通		
担保物件が不動産の場合、不動産登記簿謄本（発行後3カ月以内のもの）			1通	1通		
担保物件が有価証券等の場合、帳簿価格及び時価を記載した説明書			1通	1通		
設備投資にかかる契約書（写）・見積書（写）等			1通	1通		
必要 に 応 じ て 提 出 し た だ く 書 類	営業に際して必要となる許認可・届出書等の写し（許認可・登録を必要とする業種の場合）		1通	1通		
	申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所が確認できるもの）（写し可、発行後3カ月以内のもの）（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		1通	1通		
	申込人（法人にあっては代表者）及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格および在留期間が確認できる住民票抄本（発行後3カ月以内のもの）又は在留カード若しくは特別永住者証明書のいずれかの写し ただし、在留資格が永住者の場合、既に保証協会が永住者であることを確認済みであれば、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要		1通	法人代表者 のもの 1通		
	従業員数確認書類 資本金等が、1ページ目の「※中小企業者とは次のいずれかに該当する方です」に掲げる金額を超えている会社、または個人で常用従業員数が要件の人数の90%を超えている場合は、常用従業員数を確認できる書類として、下記1の確認書類の添付が必要です。 1. 確認書類 原則として次の（1）又は（2）の書類とするが、（3）から（6）までのうちいずれかの1通でも取扱い可能。 （1）労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写） （2）日本年金機構等公的機関による証明書 （3）賃金台帳（写） （4）法人の事業概況説明書（写）〔法人税申告書に添付する書類〕 （5）健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表（写） （6）給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（写）		1通	1通		
	特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（特定非営利活動法人のみ）（注20）		1通	1通		
	その他、必要と認められる書類		1通	1通		

【必要書類については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項」に定める個人番号を記載していない書類（個人番号を黒塗りした書類を含む）を提出してください】

（注8）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、融資の申込に必要な書類とは別に、融資実行時に取扱金融機関の窓口において、本人確認のための書類提示（運転免許証、印鑑登録証明書等）を求められることがあります。

また、連帯保証人の印鑑証明書などを求められることがありますので、あらかじめご了承ください。

（注9）信用保証委託契約書は、申込人、連帯保証人が必ず自署捺印してください。

（注10）申込人が個人の場合でも、連帯保証人が必要な場合、その方の印鑑証明書が必要となります。

申込人以外の方が担保を提供する場合は担保提供者の個人情報の取扱いに関する同意書および印鑑証明書が必要です。

（注11）令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。）に、保証の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出が必要。

（注12）令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。）は必要（写し可）。2回目以降は変更がある場合等、必要に応じて徴求。

（注13）令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済および否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。）は必要（写し可、最近3カ月以内のもの）。2回目以降は変更がある場合等に必要。

（注14）同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要です。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略可。

- (注 15) 発行時期が未到来のため添付できない場合は、事業税、所得税、法人税、住民税のいずれかに係る納税状況を証する書類及び当該税の完納を証する領収書(写)等が各1通必要です(当該事業に係るもの)
- (注 16) 当該事業に係る課税額ゼロの場合のみ、課税証明書(ゼロ証明)による取り扱いが可能です。
- (注 17) 市民税で地方税法の規定により、障害者控除額または寡婦(夫)控除額を控除されたため、所得割がなくなった場合は、均等割の完納証明で市民税の所得割のあるものとみなします。
- (注 18) 税額を有し、かつ申込日以前1年間に納期(延納、納税の猶予または納期限の延長にかかる期限を含みます)到来のものが全額納付されていることが必要です。
- (注 19) 申込人が個人で、住所と営業所が市内の異なる区にある場合は、各々の区の大阪市市民税の納税証明書が必要です。
- (注 20) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類。

- (1) 事業報告書
- (2) 計算書類(活動計画書及び貸借対照表)及び財産目録。ただし、決算を2期以上している場合は直近2期分
- (3) 年間役員名簿
- (4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

※融資を受けられた後に次の書類が必要となります。

- (1) 領収書(写)等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期(申告期)が到来した場合、金融機関または信用保証協会より決算書(申告書)等の提出の依頼がありますので、提出してください。なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

制度内容に関する相談窓口

- ・取扱金融機関
- ・大阪市経済戦略局産業振興部企業支援課
電話：06-6264-9844

制度をご利用いただけない主な例

I. 業種・法人格について

農林漁業、金融保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く)、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体(特定非営利活動法人を除く)などの場合

II. 信用保証協会との取引について

- ①原則として、信用保証協会の代位弁済を受け、その求償債務が終わっていない場合、また、それらの保証人となっている場合(申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む)
- ②原則として、信用保証協会の保証付借入金等に延滞等の債務不履行がある場合、また、それらの保証人となっている場合(申込人の事業と実質的に同一である企業と大阪信用保証協会が判断した場合を含む)
- ③前回保証資金が、合理的な理由なく資金の用途目的以外に流用された場合
- ④直近に借入があり、その借入による資金投入効果等の影響度合いを見極める必要があると大阪信用保証協会が判断した場合

III. 金融取引等について

- ①銀行取引停止処分を受け2か年を経過していない場合(原則、第1回目の不渡を出して6か月を経過していない場合を含む)
- ②仮差押・差押・競売等法的措置を受けている場合及び破産手続、再生手続、会社更生、会社整理等を申立中の場合

IV. 財務内容等について

- ①税金を滞納し、完納の見通しがたたと大阪信用保証協会が判断した場合
- ②借入金(消費性、住宅ローンを含む)、公共料金または賃借料等の支払いを滞納している場合
- ③高利借入を利用して、早期解消が見込めないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ④業績が極端に悪化し、事業継続が危ぶまれると大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑤粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- ⑥これまでの業績および今後の事業見通しなどから返済が見込まれないと大阪信用保証協会が判断した場合

V. その他

- ①許認可等を必要とする事業を営む方で、その許認可等がない場合(申請中であって、許認可等を取得することが確実であると大阪信用保証協会が認めた場合を除く)
- ②事業実態が把握できないと大阪信用保証協会が判断した場合
- ③法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合
- ④申込人(関係人を含む)がその事業等に関し、刑法・行政法その他公的法規に違反する行為をなし、またはなしたとみなすべき相当の理由がある場合
- ⑤申込書類等に虚偽の記載がある場合など、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合
- ⑥休眠会社(最後の登記後12年以上経過した株式会社で会社法第472条の規程により、休眠会社として解散したものとみなされたもの)および休眠組合の場合(「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」の規程により、休眠組合の適用を受けるもの)
- ⑦業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性・投機性の高いもの、反社会的なものと大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑧申込に際し、いわゆる金融あっ旋屋等の第三者が介在する場合
- ⑨暴力的不法行為者および反社会的勢力と大阪信用保証協会が判断した場合
- ⑩その他公序良俗に反する等、大阪信用保証協会が取扱い不相当と判断した場合

ご 注 意

- このご案内は、大阪市設備投資応援融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- その他ご不明な点は、取扱金融機関までお問合わせください。
- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、取扱金融機関および保証協会が審査し、融資および保証の諾否、決定金額について通知します。(各取扱金融機関からご連絡します。)
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込を代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。
このような代行業者は、大阪市および大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。